

令和2年度決算審査意見書に対する回答

審査意見等	担当部署	回答(対応方針)
(1)新型コロナウイルス感染症に伴う事業について	総務課(財務監理室)	新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度事業について、対象者、事業効果を検証し、令和3年度事業がより有効な事業となるよう検討し、取り組みます。
(2)水道事業の課題について	上下水道課	<p>持続可能な水道事業経営の確立については、水道事業ビジョン(経営戦略)の投資・財政計画に基づき、計画的に経営を行います。また、県や他市町と連携して、広域化・共同化の検討を進めます。</p> <p>専用水道等については、令和3年度から2ヶ年かけて「資産調査」を行い、各用水組合に調査結果を説明するとともに、地元負担額を提示し、町水道への編入について意向を確認します。</p>
(3)デジタル化の推進について	総務課(行政総務室)	<p>国において策定された自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画では、自治体における推進体制の構築、重点取組事項等が示され、事項毎に目標時期が定められています。</p> <p>令和4年度からの取組に向け、県事業「とっとり翔ける福業プロジェクト」を利用し、副業人材を含めデジタル専門人材を活用するなど推進体制について検討します。</p>
(4)職員の接遇能力向上について	総務課(行政総務室)	民間企業に習うなど、より効果のある職員対象の接遇研修を実施します。窓口は「役場の顔」であり、接遇改善を通じ、より町民に親しまれ信頼される役場実現に近づけるよう努めます。
(5)滞納整理について	税務課 建設住宅課 上下水道課 子育て応援課 福祉あんしん課 すこやか健康課 商工観光課 教育総務課 人権・同和教育課	<p>収入未済額は町の財政運営上の大きな課題と捉え、各債権担当課での早期対応、生活困窮者について他部署間での横断的連携による滞納整理を進め、引き続き、新規滞納の発生を抑える取組みを強化します。</p> <p>更に、新型コロナウイルスの影響により徴収猶予した債権管理(町県民税・法人町民税・固定資産税・国民健康保険税)に努めるとともに、適正な債権管理を行うため、各債権ごとに抱えている課題を整理し、より効率的な債権管理が実施できる体制整備を進めます。</p> <p>また、債権管理の適正化と不良債権の処理基準を明確にするため、債権管理条例の制定に向け検討を進めます。</p> <p>※私債権は、債務者からの時効の援用がないと消滅しないため、事実上徴収が不可能な債権が累積し、債権管理業務が非効率になりがちであることから、時効の援用がなされていない私債権であっても、回収見込みがない場合には債権を放棄することができることとして、債権管理業務の効率化を図ります。</p>